

こども基本法について

令和5年11月20日
子育て支援課

1 こども基本法の概要

- ・ こども基本法が令和5年4月1日に施行され、基本理念として「児童の権利に関する条約」のいわゆる四原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」及び「児童の最善の利益」に相当する内容等が定められた。
- ・ 国及び地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価するに当たり、こどもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが規定されている。

2 地方公共団体の責務

- ・ 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。
- ・ 都道府県は、法に基づき国が年内に策定するとされているこども大綱を勘案し、都道府県こども計画を定める旨の努力義務が規定されている。
- ・ 市町村は、こども大綱と都道府県こども計画を勘案し、市町村こども計画を定める旨の努力義務が規定されている。

3 今後の方針

国のこども大綱の内容を踏まえ、こども計画の策定等に関する方針を検討していく。

※ 参考

都道府県こども計画・市町村こども計画は以下の既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができる。

- ・ 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県・市町村子ども・若者計画
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県・市町村計画
- ・ その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの（次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画等）